



島根県報

平成31年 3 月29日 (金)

号外 第 4 0 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	2
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(")	2
労務職員の給与に関する規則及び労務職員の期末手当の特例に関する規則を廃止する規則	(")	3
島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	(学 校 企 画 課)	3
島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則	(特別支援教育課)	4

【教委訓令】

島根県教育委員会公文書管理規程の一部改正	(教育庁総務課)	6
----------------------	----------	---

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第 6 号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

「第 3 節 武道施設（第18条・第19条）

目次中 第 3 節の 2 体育施設（第19条の 2） を
第 4 節 生涯学習推進施設（第19条の 3—第19条の 5）
第 4 節の 2 図書館（第20条—第23条） 」

「第 3 節 生涯学習推進施設（第18条—第18条の 3） に、「第24条—第25条の 2」を「第23条—第25条」に改める。
第 4 節 図書館（第19条—第22条） 」

第 7 条の表特別支援教育課の項第 3 号中「発達障害」を「発達障がい」に、「障害の」を「障がいの」に改め、同表保健体育課の項中第 2 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 2 号とし、第 7 号から第11号までを 4 号ずつ繰り上げる。

第14条第 2 項の表中

「

調整監	上司の命を受け、所の特定事務を掌理する。
-----	----------------------

」

を

「

調整監	上司の命を受け、所の特定事務を掌理する。
企画幹	上司の命を受け、所の事務のうち、特定事務を掌理する。

」

に改める。

「教育センター

第15条中 武道施設 を「教育センター」に改める。

体育施設 」

第 4 章第 3 節及び第 3 節の 2 を削る。

第 4 章第 4 節中第19条の 3 を第18条とし、第19条の 4 を第18条の 2 とし、第19条の 5 を第18条の 3 とし、同節を同章第 3 節とする。

第 4 章第 4 節の 2 中第20条を第19条とし、第21条から第23条までを 1 条ずつ繰り上げ、同節を同章第 4 節とする。

第 4 章第 5 節中第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、第25条の 2 を第25条とする。

第26条の 3 の表学芸部の項中「学芸企画課、学芸情報課」を「学芸情報課、学芸企画スタッフ」に改める。

第31条第 1 項の表島根県スポーツ推進審議会の項を削る。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第 7 号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 の 5 中「同 広瀬中学校」を「同 広瀬中学校
同 伯太中学校」に改め、「同 加茂中学校」を削り、「同

浜田東中学校」を「同 浜田東中学校
同 三隅中学校」に、「同 益田東中学校」を「同 益田東中学校
同 東陽中学校」に改める。

別表第10中「同 蔵木中学校」を削る。

別表第10の3中「出雲市立塩津小学校」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第 9 の 5 に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 9 の 5 に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第 9 の 5 にかかわらず、なお従前の例による。

労務職員の給与に関する規則及び労務職員の期末手当の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第 8 号

労務職員の給与に関する規則及び労務職員の期末手当の特例に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）
- (2) 労務職員の期末手当の特例に関する規則（平成17年島根県教育委員会規則第32号）

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第 9 号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

「

島根県立吉賀高等学校	吉賀町立吉賀中学校
------------	-----------

第 8 条の 2 第 1 項の表中

吉賀町立六日市中学校
吉賀町立蔵木中学校
吉賀町立柿木中学校

を

」

「

島根県立吉賀高等学校	吉賀町立吉賀中学校
	吉賀町立六日市中学校
	吉賀町立柿木中学校

に改める。

」

第17条第3項中「、主任校務技術員、校務技術員」を削り、同条第6項中第18号及び第19号を削り、第20号を第18号とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第10号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第14条第4項中「、主任校務技術員、校務技術員、主任介助員、介助員、主任調理師、調理師」を削り、同条第6項中第21号から第26号までを削り、第27号を第21号とする。

様式第7号を次のように改める。

様式第 7 号 削除

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 1 号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育委員会公文書管理規程（平成23年島根県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月 29 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第 3 条の見出しを削り、同条第 4 項を削り、同条第 3 項中「主務課長等」を「文書管理者」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「主務課長等」を「文書管理者」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「主務課の長及び教育機関等の長（以下「主務課長等」という。）」を「文書管理者」に、「文書」を「公文書」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

主務課及び教育機関等（以下「主務課等」という。）に文書管理者を置き、主務課の長及び教育機関等の長をもって充てる。

第 3 条を第 3 条の 2 とし、第 2 条の次に次の見出し及び 1 条を加える。

（文書の管理体制）

第 3 条 本庁に総括文書管理者及び副総括文書管理者を置き、総括文書管理者は教育次長を、副総括文書管理者は本庁の総務課長（以下「総務課長」という。）をもって充てる。

2 総括文書管理者は、本庁及び教育機関等（次項において「本庁等」という。）における公文書の管理に関する事務（次項において「文書事務」という。）を総括する。

3 副総括文書管理者は、文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう総括文書管理者を補佐し、本庁等における公文書の管理に関する実態の調査並びに文書事務の改善に必要な指導及び助言を行うものとする。

第 12 条及び第 13 条中「主務課長等」を「文書管理者」に改める。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（管理状況の点検及び報告並びに監査）

第 15 条 文書管理者は、自ら管理責任を有する公文書の管理状況について、少なくとも毎年度 1 回点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

2 副総括文書管理者は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度 1 回監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

3 総括文書管理者は、前 2 項の規定による点検又は監査の結果を踏まえ、公文書の管理について必要な措置を講じるものとする。

別表第 1 武道館の項からサッカー場の項までを削る。

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。